

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

## 1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者	
<b>① 特定訓練コース</b>			
・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)	
<b>② 一般訓練コース</b>			
・その他のコース以外の20時間以上の訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等		
<b>③ 教育訓練休暇付与コース</b>			
・有給教育訓練休暇制度又は長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	・事業主		
<b>④ 特別育成訓練コース</b>			
・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	・事業主	有期契約労働者等	

## 2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 <sup>※1</sup> (1人1時間当たり)		経費助成 <sup>※2</sup>		実施助成 (1人1時間当たり)	
			生産性要件を満たす場合 <sup>※4</sup>		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	OJT	-	-	-	-	665円 (380円)	840円 (480円)
②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	-	-
③教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)		-	-	30万円	36万円	-	-
③教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)		6,000円	7,200円	20万円	24万円	-	-
④特別育成訓練コース	Off-JT	760円 (475円)	960円 (600円)	実費 <sup>※3</sup>		-	-
	OJT	-	-	-	-	760円 (665円)	960円 (840円)

※1 ①、②及び④のコースにおける賃金助成の限度額は、1人1訓練当たり1,200時間（一部1,600時間）分。

※2 ①及び②のコースにおける経費助成の限度額（1人当たり）は、以下のとおり。（ ）内は中小企業及び事業主団体等以外。

<①特定訓練コース> 100時間未満訓練：15(10)万円、200時間未満訓練：30(20)万円、200時間以上訓練：50(30)万円

<②一般訓練コース> 100時間未満訓練：7万円、200時間未満訓練：15万円、200時間以上訓練：20万円

※3 ④のコースにおける経費助成の限度額（1人当たり）は、以下のとおり。（ ）内は中小企業以外。

一般職業訓練又は有期実習型訓練 100時間未満訓練：10(7)万円、200時間未満訓練：20(15)万円、200時間以上訓練：30(20)万円

中長期的キャリア形成訓練 100時間未満訓練：15(10)万円、200時間未満訓練：30(20)万円、200時間以上訓練：50(30)万円

※4 生産性要件とは、労働関係助成金を受給した企業が生産性を向上させた場合、その助成額又は助成率の割増分を追加支給する制度。